

1992.9.

倉敷紡績株式会社 社長 藤田 温 様

チボリはいらない万寿学区の会
世話人代表 鴨川 俊作

チボリへの土地提供を取りやめ 市民のために貢献を(要請)

貴社の発展と、社会への貢献のための日夜のご努力に敬意を表します。
9月8日の県議会において長野知事は、「事業主体の体制整備等を条件に、用地の利用と範囲等については基本的に了解いただいた」と説明しました。これは2月に貴社が「話し合いのテーブル」につかれてから、何等具体的な進展は無いにもかかわらず、あたかも誘致は順調と世論を誘導し、県民・市民の反対の鋒先を鈍らせ、当面する知事選を有利にしようとする狙いだと見られます。

報道によると貴方は記者会見で「用地は賃貸、社は経営に参画しない、採算のとれるよう経営主体の体制を整備することを前提条件に、倉敷工場跡地利用を基本的に了解する」と述べられています。これは「借地料を安定して払える＝採算性の保証」を求めておられるのであり、「前提条件が整わねば用地貸与はない」と理解します。

昨年貴方は①誘致の疑惑解消 ②採算性 ③県民・市民の大多数の賛成、を用地提供の三条件にあげられましたが、①密室での不明朗な金銭取引 ②採算のメドは20年(7/6知事言明) ③岡山市が反対、倉敷市でも相当数が反対で、県民・市民の大多数が賛成という状況でなく、最も大切な「住民合意」＝民主主義をはじめ、三条件はいずれも満たされていません。

- 知事・市長が県・市民に示さないチボリ誘致のための障害は数多くあります。
- ①本来観光は景気変動で不安定、各地のテーマパークは集客が低下
 - ②パナソニックで採算性が危ぶまれ計画からの撤退が相次ぐ(ソニックは否定的見解)
 - ③貴社の条件の「フヨウカリアブ」の「ババロワ」や銀行の経営参加の可能性は薄い
 - ④建設資金の増大(5～600億円といわれる)
 - ⑤土地が借地であるためチボリジャパン社には担保が無い
 - ⑥県の基金の利息で賃借料を賄うと、貴方が難色を示された「税金」を食う
 - ⑦周辺整備一極集中で全市的・諸施策との約合いを欠き、行政・財政をゆがめる
 - ⑧最も必要な県民・市民の合意がない

また、カイサー社長は「倉敷の文化や歴史を尊重し、マスタープランを変更し、倉敷の条件に適合したものにしよう」と言い、貴方も「皆さんに喜ばれる公園になつてほしい」と述べられています。しかし、計画の段階から住民参加なしに「倉敷に

適合した、市民に親しまれる公園」が出来るはずはありません。倉敷市民のための公園は、あえてデゾンパークの物まね、チボリである必要はなく、日本の知恵と技術を活かして、市民の主体的な努力で作り上げるべきものではないでしょうか。私たち周辺に住む住民はこれまで貴方に対して、「迷惑施設であるチボリではなく、周辺住民にも歓迎され地域と共存できる自社開発を」と再三お願いしてまいりました。

私たちは、「チボリはいらない倉敷市民の会・チボリ視察団」の撮影したビデオテープ・スライド、調査報告をつぶさに検討した結果、「チボリは夜を主にしたレジャーランド・歓楽施設」で公共性のある「公園」ではありません。デゾンパークの国情やコペンハーゲン等の立地条件と全く違う日本の倉敷駅北の静かな住居地域に、もしこのようなものが出来れば、騒音・光害・振動・排ガス・車公害・ゴミ公害など生活環境を悪化させ、青少年非行の温床となることは明らかであると、いっそう確信しました。

どうか、貴方や貴社関係者がこれまでたびたび表明されてきた、「会社創立以来の社会と地域への貢献」「倉敷工場の歴史的役割を記念する建物などを残し活かす自社開発」「県民・市民の合意」などの初心に立って、「迷惑施設づくりにかした」との不名誉を後世に残さないことを重ねてお願いするものです。

つきましては周辺住民として、貴社工場閉鎖にともないこれまで貴社が占用してきた「倉敷用水」の開放・返還をお願いします。

ご存じの通り「倉敷用水」は、貴社が工場を開設された大正4年以前に造られた農業用水であり、流域の生活用水ともなり水辺の風致を形成し、川土手は下流から酒津への花見の通路としても市民に親しまれたと伝えられる、市民の財産です。今日、貴社が工場を閉鎖された時点で、南北の塙による閉鎖は直ちに解除され、現に工場敷地の一部となっている、両岸の川土手は通行可能になるように復元し、市民に返還されるべきではないでしょうか。(当然、賃借の対象外)

さらに、平成3年3月に作られた倉敷市の「くらしき北部プラン」に、「文化・アメニティの高いまちづくり」として、「駅北口～酒津公園」間の倉敷用水を緑道化する計画があります。

77年もの間貴社の事業に活用されたことを考えると、今後の敷地活用がどのようなになるうとも、最低限の市民への還元として貴社の所有地の一部を提供していただき、用水の両岸に一定の幅の緑地・遊歩道などの「緑道公園」(岡山の西川がお手本)を造りひろく市民に供されれば、市民は例えば「倉敷記念緑道公園」とでも名付け、貴社の大きな社会的貢献として、後世までその名を讃えるのではないのでしょうか。貴社のご良識とご英断を心より期待します。

以上